

# 豊中市電力の調達に関する環境配慮方針

## 1. 目的

豊中市電力の調達に関する環境配慮方針（以下「本方針」という。）は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）第 11 条第 1 項に規定する方針として、本市が行う電力調達契約の競争入札等の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、本市における温室効果ガス等の排出の削減を推進することを目的とする。

## 2. 定義

本方針における「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札等に係わる入札参加資格の判定に際し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に定める小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達契約をいう。

## 3. 対象組織等

本方針は、本市のすべての機関が競争入札等により電力を調達する際に適用する。また、本市は、本市が構成員となっている一部事務組合、本市の外郭団体及び指定管理者等に対して、本方針に基づく取組への協力を要請するよう努める。

## 4. 環境評価項目

本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

### （1）基礎項目

①再生可能エネルギーの導入状況

### （2）加点項目

①1kWh 当たりの二酸化炭素基礎排出係数

②豊中市の環境施策への協力

## 5. 入札参加資格の要件

以下の条件を全て満たす電気事業者が、入札参加資格を有するものとする。

（1）入札実施年度において、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていること。

（2）経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に規定されている電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて情報の開示を行っていること。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期（事業開始日から 1 年以内に限る）を明示することにより、適切に開示しているものとみなす。

（3）「4. 環境評価項目」に定める各項目について別表の基準により算定した評価点の合計が

70点以上であること。

(4) 履行期間を1年以上とする電力供給契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

#### 6. 評価項目報告書の提出

本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、「4. 環境評価項目」に定める環境評価項目を、評価基準により算定し、その評価点等を様式1「豊中市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」に記載し、期限までに入札参加書類とともに、入札参加書類提出先（発注所属）まで提出するものとする。

#### 7. 入札参加資格の判定

(1) 発注所属長は、入札参加資格の確認が必要な電気事業者について、様式1の評価点の判定を様式2により環境政策課長に依頼するものとする

(2) 環境政策課長は、様式2により発注所属長から依頼を受けた場合は、電気事業者について様式1の内容を確認し、その評価点を判定するとともに、判定の結果について、様式3により発注所属長へ通知するものとする。

#### 8. 入札結果の通知

電力調達契約の担当課の長は、電力入札の結果について、入札終了後、遅延なく環境政策課長に報告するものとする。

#### 9. 環境配慮評価基準の見直し

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく毎年度の電気事業者別二酸化炭素排出係数の算定及び公表に合わせ、豊中市環境に配慮した電力調達契約評価基準の評価点配点表を適宜見直すこととする。

#### 附 則

本方針は、令和元年10月15日から施行する。

#### 附 則

本方針は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

本方針は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

本方針は、令和3年11月17日から施行する。

#### 附 則

本方針は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

豊中市環境に配慮した電力調達契約評価基準

1 評価点配点表

区分	項目	基準	点数
合計 70点 基礎項目	①令和2年度の再生可能エネルギー導入状況 (再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量も含む。)	30%以上	70
		25%以上 30%未満	60
		20%以上 25%未満	50
		15%以上 20%未満	40
		10%以上 15%未満	30
		5%以上 10%未満	20
		2%以上 5%未満	10
		2%未満	0
合計 60点 加点項目	①令和2年度の1kWh当たりの二酸化炭素基礎排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.400未満	40
		0.400以上 0.425未満	35
		0.425以上 0.450未満	30
		0.450以上 0.475未満	25
		0.475以上 0.500未満	20
		0.500以上 0.525未満	15
		0.525以上 0.550未満	10
		0.550以上 0.575未満	5
		0.575以上	0
	②豊中市の環境施策への協力	取り組んでいる	20
		取り組んでいない	0

※環境評価項目を点数制で評価し、合計点が130点中70点以上の電気事業者に入札参加資格を付与。  
※毎年度の電気事業者別二酸化炭素排出係数の算定及び公表に合わせ、評価点配点表を適宜見直すこととする。

## 2 各計算方法・評価方法と用語の定義

### (1) 令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況

#### ■算定方法

$$\text{令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{(\text{①} + \text{②})}{\text{③}} \times 100$$

① 令和2年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)

② 令和2年度に他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)

（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量も含む。）

③ 令和2年度の供給電力量（需要端）(kWh)

（①、②及び③について、他電気事業者への販売分は含まない。）

■再生可能エネルギーとは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に定める再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

### (2) 1kWh当たりの二酸化炭素基礎排出係数

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている電気事業者別排出係数の二酸化炭素基礎排出係数とする。

### (3) 豊中市の環境施策への協力

以下のいずれかを実施していることをいう。

① 温室効果ガス排出量の推計に必要となる豊中市内における販売電力量に関するデータの提供

② 市民が活用できる環境教育・環境学習プログラムの提供

豊中市環境に配慮した電力調達評価項目報告書

豊 中 市 長 あて

所在地  
 会社名  
 代表者職・氏名  
 問合せ先 (部署)  
 (電話番号) (担当者)

下記報告内容に相違ないことを報告いたします。

1. 環境評価項目に基づく報告値

環境評価項目	数値等	確認資料
令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (①+②) / ③ × 100	%	下記の通り
令和2年度の1kWhあたりの 二酸化炭素基礎排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	
豊中市の環境施策への協力	有・無	取組みがわかる書類の添付※

※ 豊中市内における販売電力量調査の回答の写しや、環境教育・環境学習プログラムの概要等

2. 再生可能エネルギー導入状況の算出根拠

項目	数値
①令和2年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の 利用量 (送電端 (kWh))	(送電端 (kWh))
②令和2年度に他社より購入した再生可能エネルギー電気の利 用量 (送電端 (kWh)) (再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量も 含む)	(送電端 (kWh))
③令和2年度の供給電力量 (需要端 (kWh))	(需要端 (kWh))

※ ①、②及び③について、他電気事業者への販売分は含まない。

※ 再生可能エネルギーとは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) 第2条第4項に定める再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

様式2

第 号  
年 ( 年) 月 日

環境政策課長 様

(発注所属長)

豊中市電力の調達に関する環境配慮方針に基づく評価点の判定について (依頼)

豊中市電力の調達に関する環境配慮方針7 (1) の規定に基づき、下記のとおり、電気の調達契約に係る入札への参加小売電気事業者の評価点の判定を依頼します。

記

1. 対象電気事業者

〇〇社

2. 電気事業者の評価点

別添の電気事業者からの「豊中市環境に配慮した電力調達評価項目報告書のとおり

3. 回答期限

年 ( 年) 月 日

4. 回答先 (担当者)

担当部局 :

担当者名 :

電話番号 :

以上

様式3

第 号  
年 ( 年) 月 日

(発注所属長) 様

環境政策課長

豊中市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価点の配点結果について (通知)

年 ( 年) 月 日付け第 号で依頼のありました、電気の調達契約に係る入札への参加電気事業者の評価点の判定結果について、豊中市電力の調達に関する環境配慮方針7 (2) の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

	電気事業者名	点数	入札参加資格の有無
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

以上

【問い合わせ先】

環境部 環境政策課

(担当者名)

(電話番号)